

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント実施結果報告書

1. 案 の 名 称	朝来市図書館条例の一部改正(案)	
2. 意見等の募集期間	令和8年7月1日 ～ 令和8年7月31日	
3. 意見等の受付件数	2件	
4. 提出方法の内訳 【人（団体）数】	郵便	ファクシミリ 1
	電子メール 1	持参
実施機関（担当課等）コメント ご意見をいただき、ありがとうございました。 いただきましたご意見と市の考え方についてお知らせします。		
提出された意見等の概要 （類似する意見については、取りまとめて掲載しています。）		
番号	意見等	市の考え方 (修正がある場合は、その内容)
1	今回の意見募集で、改めて「図書館として位置付けられているのは、和田山図書館のみ」ということを認識しました。 私は、あさご森の図書館を主に利用していてそこにはないものは、市内や県内、時には遠方からも取り寄せられた本も借りたことがあります。 在庫数に制限があるのは仕方ないことで時間はかかるけど他所から取り寄せることは可能なので満足していました。 もし、今回の改正案で図書館分館という位置付けになることで「図書館網を構築させたり、職員が関	生野図書館及びあさご森の図書館を分館として新たに位置付け、3つの図書館の連携を強化することによって、市内図書館サービスの向上を図ってまいります。

	わることが出来る。」というメリットより人員削減・蔵書縮小・管理手薄・自由度減少等今まで感じなかった不便が生じることになるなら改正しない方が良いかも知れません。 生野の図書環境がよくなるのは大歓迎です。 「「あさご」が分館になることでサービス内容が変わることはない。」という事務局の言葉を信じたいです。 あさご森の図書館は エコハウスという素晴らしい建物の特質も大切にしていきたいと思います。	
2	今回の庁舎新築による図書館分館への期待と町民センター（交流の場）としての機能としてもコミュニティと出会いの場として集える場所として大いに利用。 また「あさGO」の利用度のアップにつなげる様な活動を考えています。	3つの図書館の連携を強化することによって、市内図書館サービスの向上を図ってまいります。 また、コミュニティの場として大いに御活用いただけるよう、積極的にイベント等を開催していきたいと考えています。